

今後の地震対策のあり方に関する専門調査会説明資料

13. 11. 16

消 防 庁

目 次

- 1 地震防災対策を推進するに当たっての主要課題及び施策 -- (1)
- 2 消防庁における実践的な地震防災対策を構築するための取組み -- (4)
- 3 地方公共団体における実践的な地震防災体制の取組み -- (6)

【参考資料】

<「地震防災対策を推進するに当たっての主要課題及び施策」関係>

- A-1 東海地震対策の充実強化対策
- 2 東南海・南海地震対策の充実強化対策
- 3 広域防災応援協定の締結状況
- 4 広域防災体制の推進状況
- 5 都道府県広域相互応援体制の内容
- 6 地域防災計画と相互間地域防災計画
- 7 津波対策の推進
- 8 防災拠点となる公共施設等の耐震改修の促進
- 9 地震防災応急対応マニュアル等のあり方に関する調査検討
- 10 地方公共団体の防災体制の評価指標等

<「消防庁における実践的な地震防災対策を構築するための取組み」関係>

- B-1 緊急支援情報システム概要図
- 2 災害情報の共有化・相互活用のためのシステム整備

<「地方公共団体における実践的な地震防災体制の取組み」関係>

- C-1 防災体制の整備支援事業（鳥取県の取組み）
- 2 防災体制点検事業（静岡県県の取組み）
- 3 兵庫県防災情報システムについて
- 4 自主防災組織の状況
- 5 自主防災組織活性化事業（静岡県県の取組み）
- 6 住民組織及び事業所の取組み例

1 地震防災対策を推進するに当たっての主要課題及び施策

(1) 地方公共団体における東海地震、東南海・南海地震など大規模地震対策（参考資料：A-1～6）

東海地震や東南海・南海地震は、その規模から地震防災対策としてとりわけ広域的な対応が必要となる。このため、一義的には、地方公共団体が自らの防災体制をもって対応することとなるが、その対応能力を超える範囲については実効性ある広域応援及び国の支援のあり方が課題となる。

こうしたことを踏まえ、現行地域防災計画等における防災対策の検証を行い、対策の現状や課題を把握するとともに、被害予測及び各種防災データの共有化を図り、広域応援協定の検証のほか「相互間地域防災計画」の活用方策も視野に入れながら、現行地域防災計画等の見直し・あり方の検証及び広域支援プランの整備を行うこととしている。13年度から15年度に検討を行うこととしている。

(2) 津波対策の推進（参考資料：A-7）

消防庁としては、かねてより津波対策の推進については、日本海中部地震、北海道南西沖地震など津波地震を踏まえ、情報通信・伝達体制の充実、避難体制の整備、津波危険予想地区の指定・津波危険地図（浸水予測図）の作成と住民への周知及び訓練の実施等について、地方公共団体に対し要請を行ってきた。

また、「地域防災計画における津波対策の強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を示し、津波に係る防災計画の基本方針、策定手順及び津波浸水予測図を作成する際の留意点について周知を図ってきた。

今般、東海地震の震源域の見直し、東南海・南海地震及び宮城県沖地震に係る長期確率評価の公表が行われる中、津波対策の推進マニュアル検討委員会を設置するとともに、関係省庁で構成する津波データの共有化等に関する委員会との連携の下、津波対策の一層の推進を図ることとしている。13年度中に成果を得て、関係地方公共団体に示すこととしている。

(3) 防災拠点となる公共施設の耐震化の推進

(参考資料：A-8)

地方公共団体が所有する公用・公共用施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるとともに、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められる。こうした施設が地震により被害を受けた場合多くの犠牲者を生じるばかりでなく、災害応急対策等の実施に著しい支障をきたす。実際、阪神淡路大震災はもとより、鳥取県西部地震及び芸予地震においても、住民の避難所に指定されている建物施設が被害を受け、避難対策上の障害となった。

こうしたことから、公共施設の耐震化は、地震防災対策の大きな柱として積極的に取り組むとともに、改修を効果的・計画的に実施する必要があることから、「防災拠点となる公共施設等の耐震改修整備計画」を策定する際のガイドラインを作成することとしている。13年中に成果を得て、地方公共団体に示すこととしている。

また、地方単独事業として行われる「緊急防災基盤整備事業」については地方財政措置により積極的に支援し、総合的な耐震対策の推進に資することとしている。

(4) 地域防災計画の具体化の推進(参考資料：A-9)

— 行動マニュアル策定・見直しと図上訓練等を通じた点検・検証 —

消防庁では、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しとともに、マニュアルの充実を図り、関係者への周知徹底や防災訓練の実施等により、その実効性の確保に努めるよう、地方公共団体に要請してきた。

今般、鳥取県西部地震等における対応実例も踏まえ、地域防災計画の実効性の確保が図られるよう地方公共団体におけるマニュアル見直し・策定の普及促進を図る観点から、地域防災計画の検証等を基礎にマニュアルの指針等を作成するとともに、標準的マニュアルを電子化し、個々の団体の実態に即したマニュアルの改訂・作成について支援を行っていく予定である。

また、マニュアルが有効に機能するかどうかについては、訓練を通じ点検・検証を行うことが不可欠であることから、このような観点に立脚した効果的な図上訓練等のあり方・手法についても検討を行うとともに、普及を図る予定である。

(5) 地域の防災能力の向上及び住民との情報共有
(参考資料：A-10)

消防庁では、米国FEMAの取り組みなどを参考に、各地方公共団体の総合的な災害対応力を自己評価する指針の作成に本年度から取り組むこととしている。各地方公共団体が、それぞれの地域特性を十分考慮し、自己評価したものを住民と共有することにより地域の災害対応力の向上を図る方策について検討することとしている。

なお、現在、地方公共団体の中では、地震防災体制を点検・自己評価する仕組みを独自に構築しているところもあり、これらの取り組みにおける考え方も十分踏まえながら検討を行っていくこととしている。

2 消防庁における実践的な地震防災体制を構築するための 取組み

(1) 緊急支援情報システムの構築（参考資料B-1）

緊急支援情報システムは、地震等の災害に関する情報等を収集管理するためのコンピュータシステムで、緊急消防援助隊、応援隊派遣消防本部、被災地管轄消防本部、都道府県及び消防庁で被災状況及び消防防災活動に必要な情報を共有し、大規模地震発生時の早期応援体制の確立と被災地における応援活動を支援することにより、迅速・的確な災害活動体制の整備を図るものである。このシステムは本年7月から運用を開始している。

このシステムは、以下の3つのシステムから構成されている。

①広域応援システム

被災地の防災施設等の配置状況、被災状況など緊急消防援助隊の派遣に必要な事前情報等をGIS技術を活用し提供するもの

②緊急消防援助隊動態情報システム

緊急消防援助隊派遣車両の位置及び動態を把握するもの

③ヘリ映像等による被災地状況把握システム

消防防災ヘリコプターが撮影し地域衛星通信ネットワーク等を通じて送信される被災地映像をコンピュータで処理、電子地図と連携し、被災範囲等を迅速に把握するシステム

(2) 災害情報の共有化・相互活用のためのシステム整備 （参考資料B-2）

災害発生時の情報収集・伝達は、これまで電話、FAXを中心に行われてきたが、大規模災害時において支援体制を早期に確立するためには、国及び関係都道府県等が災害情報を共有化し、相互に活用することが重要である。

このため、本年度、各団体が保有する災害情報システムの情報をデータ変換技術を用いて共有化、相互活用できるシステムを開発・整備することとしている。

(3) 災害対応職員必携マニュアル(「震災対策ハンドブック」) の整備

消防庁においては、防災業務計画とともに、「応急体制整備要領」を定め、災害時における応急対応に備えているところである。しかし、とりわけ地震災害時は、初動対応のいかんがその後の被害状況に多大の影響を及ぼすことから、「消防庁震災対策ハンドブック(職員必携)」を作成し、これに応急体制段階ごとの連絡体制及び報告書作成手順、都道府県首長等幹部及び緊急消防援助隊等の連絡先などを掲載、全職員に配付の上、初動体制が円滑に確立できるよう工夫している。

(3) 災害対応職員必携マニュアル(「震災対策ハンドブック」) の整備

消防庁においては、防災業務計画とともに、「応急体制整備要領」を定め、災害時における応急対応に備えているところである。しかし、とりわけ地震災害時は、初動対応のいかんがその後の被害状況に多大の影響を及ぼすことから、「消防庁震災対策ハンドブック(職員必携)」を作成し、これに応急体制段階ごとの連絡体制及び報告書作成手順、都道府県首長等幹部及び緊急消防援助隊等の連絡先などを掲載、全職員に配付の上、初動体制が円滑に確立できるよう工夫している。

3 地方公共団体における実践的な地震防災体制の取組み

災害対応マニュアル作成に関する取組み、防災体制整備状況の自己評価に関する取組み及び災害対応総合システム構築例について紹介する。併せて、自主防災組織等の代表的な取組みの例などについても紹介することとする。

- (1) 防災体制の整備支援事業（鳥取県の例）（参考資料C-1）
 - ・ 地震災害対応マニュアル作成に関する取組み
- (2) 防災体制点検事業（静岡県例）（参考資料C-2）
 - ・ 防災体制の自己評価に関する取組み
- (3) 兵庫県防災情報システム（参考資料C-3）
 - ・ 阪神淡路大震災の教訓を踏まえた実践的な防災支援システムの構築
- (4) 共助による地震防災対策の充実
 - ・ 自主防災組織の状況（参考資料C-4）
 - ・ 静岡県における自主防災組織活性化の取組み（参考資料C-5）
 - ・ 住民組織の事例及び事業所の事例〈2事例〉（参考資料C-6）

消防庁では、自主防災組織等の育成支援の一環として、コミュニティ資機材の整備に係る補助などとともに、平成8年度から「防災まちづくり大賞」を設け、毎年、大臣賞、長官賞など表彰を行っている。12年度までに約580団体を推奨事例として紹介している。

震災時における救急・救助活動について

1 救助活動体制

- ・ 救助隊数 1, 538隊
- ・ 救助隊員数 24, 101人(平成12年4月1日現在)

2 救急業務実施体制

- ・ 救急隊数 4, 582隊
 - ・ 救急隊員数 56, 128人(平成12年4月1日現在)
- ※ 救急救命士の資格を有する消防職員 9, 027人

3 大規模地震発生時の対応体制

(1) 広域応援体制

- ・ 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、大規模災害等の発生に際し、消防庁長官の求めにより、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動等を行う。

(登録隊数)

- ・ 救助部隊 218隊 3, 270人
- ・ 救急部隊 265隊 2, 385人(平成13年1月末現在)

- ・ 相互応援

(2) 消防機関と関係機関との相互協力体制

- ・ 自衛隊との相互協力
消防職員等の移動のための協力等
- ・ 医療機関との相互協力
大規模災害による傷病者の搬送、救急隊及び医療救護班の連携移動等

(3) その他

- ・ ヘリコプターによる救急業務の推進
- ・ トリアージ・タグの標準化

大震災等で複数の救急救助関係機関(医師会、消防機関、日本赤十字社、自衛隊等)が関わる場合を想定したトリアージ・タグの標準を踏まえ、このような場合に消防機関が使用するトリアージ・タグの標準的な内容、様式を定め、もって大震災等大規模災害時に適切・円滑な救急活動を行うことができるようにしている。

(注)「トリアージ・タグ」：災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度、重症度に応じて適切な処置、搬送を行うための優先順位を決定する際に用いる識別票